

野洲市保育所利用者負担額表（令和元年10月～）

| 園児の属する世帯の階層区分 | | 保育所利用者負担額 【月額】 | | | | | | |
|---------------|--|--|--------|--------|------|-----|-------|-----|
| | | 年齢 | 3歳児未満 | | 3歳児 | | 4歳児以上 | |
| | | 保育の必要量 | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 |
| 1 | 生活保護世帯等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | 市町村民税非課税世帯 (ひとり親等軽減後の金額) ※ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3-1 | 市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ) (ひとり親等軽減後の金額) ※ | | 9,700 | 9,500 | | | | |
| 3-2 | 市町村民税所得割課税額 | 48,600円未満 (ひとり親等軽減後の金額) ※ | 13,600 | 13,300 | | | | |
| 4-1 | | 48,600円以上57,700円未満 (ひとり親等軽減後の金額) ※ | 18,000 | 17,600 | | | | |
| 4-2 | | 57,700円以上 77,100円未満 (ひとり親等軽減後の金額) ※ | 18,000 | 17,600 | | | | |
| 4-3 | | 77,100円以上 97,000円未満 | 24,000 | 23,500 | | | | |
| 5-1 | | 97,000円以上 140,000円未満 | 33,300 | 32,700 | | | | |
| 5-2 | | 140,000円以上 169,000円未満 | 40,000 | 39,300 | | | | |
| 6-1 | | 169,000円以上 260,000円未満 | 48,800 | 47,900 | | | | |
| 6-2 | | 260,000円以上 301,000円未満 | 54,900 | 53,900 | | | | |
| 7 | 301,000円以上 397,000円未満 | 66,400 | 65,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 8 | 397,000円以上 | 70,700 | 69,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

3歳児～5歳児は
保育料が無償となります。なお、施設
が定める副食費については別途必要
となります。
(市町村民税課税状況
や兄弟の有無等で免除
される場合があります。
対象者の方には市より
通知いたします。)
0歳児～2歳児の
市町村民税非課税
世帯についても保
育料が無償となり
ます。

※ ひとり親世帯等については、ひとり親世帯の他に在宅障がい児（者）が属する世帯も含まれます。

ひとり親世帯等の階層区分については、市町村民税所得割課税額77,100円の世帯も4-2階層に含めます。

★ その他の軽減について

1～4-2階層かつ、ひとり親等の世帯にあてはまる場合は（ ）内の金額となります。

★ 利用者負担額の切り替え時期について

年度途中の9月が切替時期となります。（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市民税額により決定します。）

★ 利用者負担額以外の諸費について

3歳児以上の給食費（主食・副食・おやつ等）、教材費及び諸費等（実費負担）が必要となります。（園によって金額が異なります。）

★ 税額控除の扱いについて

調整控除のみ適用します。（住宅借入金等特別税額控除などは適用しません。）

★ 階層判定のための税額合算について

家計の主宰者が父母以外の者と認められる場合は、その方の課税額も合算します。